

改正	平成14年4月1日	平成15年4月1日
	平成16年4月1日	平成17年4月1日
	平成18年4月1日	平成19年4月1日
	平成20年4月1日	平成21年4月1日
	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成29年4月1日
	平成30年4月1日	

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成11年10月1日付をもって八王子市と八王子市医師会が締結した「救急病院救急診療事業に関する覚書」に基づき、平成30年度八王子市救急病院救急診療事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 救急病院診療事業は、東京都が定める「休日・全夜間診療事業実施要綱」を基本とし、休日及び夜間における急な傷病者の診療を実施するものとする。

(医療機関)

第3条 救急病院救急診療事業を実施する医療機関は、東京都が「休日・全夜間診療事業実施要綱」に基づき指定する東京都指定二次救急医療機関とする。

(診療対象者及び診療科目)

第4条 診療対象者は、八王子市民及び市外在住者を問わないものとし、診療科目は内科、外科及び小児科とする。

(診療時間)

第5条 診療時間は、東京都が定める「休日・全夜間診療事業実施要綱」に定める診療時間に準じ、次のとおりとする。

毎日の夜間においては、午後5時から翌日の午前9時までの16時間

休日の昼間においては、午前9時から午後5時までの8時間

(収容体制)

第6条 救急病院救急診療事業を実施する各医療機関は、診療の結果、入院を必要と認めた患者のために、平成30年度東京都指定二次救急医療機関の指定に基づく病床を確保するものとする。

(診療区分)

第7条 診療区分については、一次救急医療との区分を明確にしながらも、来院した者については、必ず診療を行うものとする。

(実績報告)

第8条 八王子市医師会は、各医療機関の実施した救急診療事業の実績を翌月15日までに市長に報告するものとする。

(謝礼金)

第9条 救急病院救急診療事業に係る謝礼金の額は年間15,999,600円(月額1,333,300円)とする。

(謝礼金の支払い)

第10条 前条に定める謝礼金は、各四半期分に相当する額を当該四半期の翌々月の15日までに八王子市医師会会長名義の口座に振り込むものとする。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。